

各務原市立那加第三小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

各務原市立那加第三小学校

「各務原市立那加第三小学校 いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめの問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項より抜粋）

（2）いじめに対する構え

那加第三小学校では、下記の基本認識に基づき、いじめの防止等に取り組みます。

- ・ いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。しかしながらいじめは、現実的には、どの学校でもどの子どもにも、起こり得るものである。
- ・ 暴力を伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・ いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。
- ・ いじめは自分から言いにくく、また、教師集団、保護者、地域が見ようと思って見ないと見つけにくい。

また、全教育活動において、児童と教師が安心・安全を最優先に、次のような構えで取り組みます。

1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る

- 道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動、児童会における子どもの主体的な取組等の推進
- 保護者等へのワークショップや学校・家庭・地域の連携協力によるいじめの問題への取組の推進

2. 学校・教育委員会等との連携を強化する

- 市におけるいじめの問題等に対応する体制の強化
- 電話相談体制（24時間相談ダイヤル）の全ての児童生徒への確実な周知

3. いじめの早期発見と適切な対応を促進する

- 教職員への研修等の充実
- 幅広い外部専門家を活用しいじめの問題等の解決に向け調整・支援する各地域の取組の推進・第三者的立場から調整・解決する取組
- スクールカウンセラー等、幅広い人材を活用した、悩みを相談できる体制等の充実
- いじめの問題への適切な対応の評価

4. 学校と関係機関の連携を促進する

- 警察への早期相談・通報の周知徹底
- 子ども相談センターや民生委員、民間団体等の協力を得て組織する、サポートチームの活用促進

2. いじめの未然防止・対策に係る組織

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行い、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」等の組織を設置します。

〔学校内〕校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該担任、教育相談担当教諭、養護教諭
〔学校外〕PTA 会長（本部役員）、学校評議員、主任児童委員、民生児童委員、スクールカウンセラー等

【日常的な対応】

① 企画委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事

※週1回開催：学校全体の状況を把握し、対策等を検討する。

② 運営委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター

※月1回開催：指導委員会等で提案された事案等を検討し、対応について協議する。

③ 学校いじめ（不登校）対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年担任、特別支援コーディネーター、養護教諭

※いじめや不登校について、その原因や問題の関連、対応を協議する。（①②と兼ねる場合もある。）

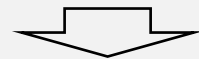
【緊急を要する対応】

PTA 会長（本部役員）、学校評議員、各務原警察署、主任児童委員、民生児童委員（いじめ未然防止・対策担当を2～3名委嘱）、教育委員会関係者、校医等

【重大問題と判断される時の対応】

○生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



・各務原市教育委員会へ速やかに「第一報」を報告し、教育委員会指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。

・重大時は、直ちに各務原警察署に通報し、適切な援助を求める。

3. いじめの未然防止のための取り組み

（1） いじめの防止 居場所づくり、絆づくりを推進し、いじめを生まない風土を作る。

いじめはどの児童にも起こり得るものであるとの認識に立ち、誰もが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、全ての児童を対象とした未然防止の取組に力を注ぐ。人は自分が認められている、大切にされているという思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできる。居場所づくり、絆づくりの指導を推進し、一人一人の自己肯定感を高めることによって、いじめを生まない風土を作る。

- ・全ての児童が参加し、「できた」「わかった」という成就感を得ることができる教科指導
- ・命を大切にする心、人を思いやる心、確かな規範意識など、道徳の時間の指導と教育活動全体と関連させ

ながら、よりよい生き方を求める道德教育

- ・仲間と関わることの喜びや大切さを実感させ、望ましい人間関係の中で思いやりと社会性を育む学年・学級経営
- ・児童がいじめの問題を自分たちの問題として主体的に考え、行動する児童会活動
- ・縦割り集団「フレンドリーグループ」における、学年を超えた人との関わり
- ・学習用 i P a d , スマートフォン, 通信型ゲーム機の取扱いなど情報モラルに関する指導と研修、保護者への啓発

(2) いじめの早期発見 いじめの兆候を見逃さない。見過ごさない。

新聞等で報道されるような重大ないじめは、ささいな情報の放置や軽視が積み重なった結果として起こることが多い。たとえけんかやふざけであってもいじめの可能性があると捉え、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、①児童の小さな変化に気づくこと、②気づいた情報を共有すること、③共有した情報に基づき、速やかに組織的に対処すること、の3点を基本として早期発見に努める。

また、いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においてもアンケート調査等が資料として重要となることから、以下のように厳重に保管する。

- ・担任を中心とした全職員による、児童の表情や行動の観察と日常的な声かけ
- ・アンケート調査（記名式・無記名式）や計画的・意図的な教育相談の実施等、児童がいじめを訴えやすい体制づくり
- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、義務教育終了までの期間とする。
- ・「いじめ相談ダイヤル」など各種相談窓口の、児童・保護者への周知
- ・担任と生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭との情報共有、スクールカウンセラーの積極的な活用
- ・保護者や地域の方との情報交流、関係機関との連携
- ・教職員による校内研修の充実

4. いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることである。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく必要がある。

平成26年4月1日策定

令和4年4月1日改訂

5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容（例）	備考
4月	・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、学校ホームページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、「いじめ対応マニュアル」（以下「マニュアル」）、いじめの実態と対応等の確認）	「方針」「マニュアル」の確認
5月	・「心のアンケート」及び、教育相談の実施（校内） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（以降、随時実施。職員会等） ・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて）	
6月	・「心のアンケート」及び、教育相談の実施（市） ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（学校評議員会と兼ねる） ・児童向けネットいじめ研修 ・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて）	第1回各務原市「心のアンケート」
7月	・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期前半の取組の評価）	夏季休業中の指導
9月	・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて） ・「心のアンケート」及び、教育相談の実施（校内）	
10月	・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて）	
11月	・「心のアンケート」及び、教育相談の実施（市） ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて）	第2回各務原市「心のアンケート」
12月	・「ひびきあいの日」（児童会の人権にかかわる取組の発表） ・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて）	
2月	・「心のアンケート」及び、教育相談の実施（市） ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の方向と「学校いじめ防止基本方針」の見直し） ・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて）	第3回各務原市「心のアンケート」
3月	・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・「気になる児童」の交流会（毎週木曜日、職員打ち合わせにて） ・要援助児童の申し送りの確認（次年度提案用）	文科省「問行調査」 次年度への引き継ぎ